

岩手県選挙管理委員会規程第1号

岩手県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

岩手県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

岩手県選挙管理委員会規程（昭和55年岩手県選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第5章 [略] 第6章 文書の取扱い（ <u>第22条～第24条</u> ） 第7章 告示（ <u>第25条</u> ） 第8章 公印（ <u>第26条～第27条</u> ） 附則 （文書の取扱い） 第22条 文書の取扱いは、次条及び <u>第24条</u> に定めるもののほか、 <u>知事の事務部局の文書取扱いの例による。</u> <u>（文書の分類）</u> 第23条 <u>文書の整理、保管及び保存の分類は、委員長が別に定める。</u> （公文例式） 第24条 [略] （告示の方法） 第25条 [略] （公印） 第26条 [略] （印影の印刷） 第27条 [略]	目次 第1章～第5章 [略] 第6章 文書の取扱い（第22条・ <u>第23条</u> ） 第7章 告示（ <u>第24条</u> ） 第8章 公印（ <u>第25条～第27条</u> ） 附則 （文書の取扱い） 第22条 文書の取扱いは、次条に定めるもののほか、 <u>委員長が別に定める。</u>  （公文例式） 第23条 [略] （告示の方法） 第24条 [略] （公印） 第25条 [略] （印影の印刷） 第26条 [略] <u>（公印の管理）</u> 第27条 <u>この章に定めるもののほか、公印の管理は、公印規程（昭和30年岩手県訓令第33号）の規定の例による。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。